

# 第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

## ①第三者評価機関名

NPO 法人  
医療・福祉ネットワークせいわ

## ②評価調査者研修修了番号

17-004 14-034 SK15135(07-011)

## ③施設の情報

名称：	サン・フラワー京築	種別：	母子生活支援施設	
代表者氏名：	渡邊 哲也	定員（利用人数）：	20 世帯	
所在地：	福岡県築上郡上毛町大字西友枝 1932-1			
TEL：	0979-72-3460	ホームページ：		
【施設の概要】				
開設年月日：	2004/4/1			
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 大幸会			
職員数	常勤職員：	13名	非常勤職員：	4名
専門職員	母子支援員：	4名	少年指導員：	6名
	保育士：	1名	調理員：	1名
	心理カウンセラー：	2名		
施設・設備 の概要	居室(2DK)：	17室	居室(3DK)：	3室
	冷暖房		水洗トイレ	

## ④理念・基本方針

### 〈理念〉

- ① 子どもや母親自身の「育つ力」を伸ばす
- ② 子どもを「育てる力」をつける
- ③ 母と子への「支える力」を充実させる

### 〈基本方針〉

- ① 利用者との対等な関係の確立
- ② サービスの質の向上
- ③ 子どもの意志と可能性を尊重し、成長を見守る
- ④ 考える力の育成と自立(自律)支援
- ⑤ 常に自己点検、自己研鑽を図る

## ⑤施設の特徴的な取組

### 〈サービス内容〉

子育て支援・相談支援・就労支援・家庭支援・問題解決支援・心理的支援

### 〈主な行事〉

バス遠足・もちつき・アイススケート・ボウリング・朝食支援(週2回)・  
ランチ支援(月1回)・英会話教室・おやつ提供(週5回)・デイキャンプ・プール(夏季)

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 10 月 18 日（契約日） ～ 平成 30 年 3 月 12 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1回（平成 26 年度）

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### I. 安定した家庭生活のために個別対応をされています。

DV被害や被虐待等の様々な理由によって入所された母親と子どもに対して柔軟に個別の支援が行われています。福祉事務所からの情報をもとに支援開始時に「何を優先すべきか」を検討し、母親と子どもの意向を尊重して調整されています。出来るだけ精神的な不安を軽減し、早期に問題の解決を図るために裁判所や弁護士事務所へ送迎、同行するとともに子どもの一時保育等、個別に支援されています。また、生活面においても電化製品や生活に必要な物品の貸出し、関係機関との連携による母親の就労支援等を通じて経済的にも自立できるように細やかな配慮がなされています。

#### II. 退所後の支援の継続性に配慮した対応が行われています。

当施設は、隣接地に県内で2ヶ所しかない小規模分園型サテライト(6世帯)を有しており、退所後に向けて原則1年間を上限に資格取得のための通学、貯金、鍵っ子訓練等に役立てられています。退所後も近隣の退所者からの電話相談や訪問、放課後の子どもの預かり等を実施して支援の継続性に配慮されています。また、校区外での自立に対しては児童相談所と連携したうえで施設長自ら学校へ引継ぎ文書を持参して説明を行う等、退所した地域で安心して暮らせるように行政機関をはじめ各種関係機関や団体とのネットワークを築き、母親と子どもが様々な支援を受けられる環境作りを心がけて対応されています。

#### III. ワークライフバランスに配慮した労働環境が整っています。

母親と子どもの状況を踏まえて、基本的な生活についての不安が軽減されるように家事・育児・学習・送迎・買い物等、職員による細やかな支援が、年間を通して絶え間なく提供されています。施設では基準よりも多くの職員を配置し、送迎業務に合わせた細かい勤務帯の設定等が行われ、職員の心身の健康に配慮されています。さらに1ヶ月の勤務表作成にあたっては、毎回個別に希望休を聴取して反映させる仕組みを構築し、ワークライフバランスに配慮されているため、職員がやりがいをもって働きやすい労働環境が整っています。

### ◇改善を求められる点

#### I. 理念・基本方針、事業計画についてより理解が深まる取り組みが望まれます。

母親と子どもが自立して安定した生活を送れるように支援することを第一義とした理念・基本方針をパンフレットに記載し、説明されていますが、利用者である母親と子どもに十分に伝わっているとは言えない状況がうかがえます。理念・基本方針は施設が提供する支援の目指す姿を表したものですので説明の仕方や補助資料の作成等を検討され、定期的な周知方法を工夫されることが望まれます。

事業計画については職員への回覧は行われていますが、日々の業務においては計画に対する意識が高いとはいえない状況です。計画策定に職員の参画を推進して年度内の職員会議で検証する等の仕組みによって、計画の達成に向けた業務遂行体制をとることが望まれます。

#### II. 良質なサービス提供を継続して行うために職員育成の仕組みの構築に期待します。

質の高いサービスを提供するために外部研修等への参加、参加した職員によるロールプレイ(伝達研修)は実施されていますが、職員一人ひとりの教育・研修計画が策定されてい

ないことから研修の機会が計画的に均等にあるとは言えない状況がうかがえます。施設が目指す理念の実現に向けて期待する職員像をさらに具体的に周知し、必要な人材を育成する仕組みが求められます。

### Ⅲ. マニュアル・規程・記録の整備と定期的な見直しに課題が残ります。

母親と子どもの状況等を踏まえながら標準的な支援の実施方法を明確にすることで職員ごとに支援の水準や内容に差異がないようにする必要があります。個別の支援計画は細かく記載されていましたが、アセスメントや評価が見直された履歴管理に曖昧さが見受けられました。また書類の表題がなく何の記録なのかがわかりづらかったり、規則・規程・マニュアル等が同じファイルに混在したりする等もありましたので用途や目的に合わせて整備されることが望まれます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

(H30.3.12)

二度目の第三者評価の受審でしたが、前回の受審を受けた後、良い意味で職員が緊張を持って職務に当たることが出来ていました。その結果が今回の特に評価が高い点に結びつくと自負しております。特に様々な理由によって入所された母親と子どもへの個別支援は、多種多様となった現代に最も必要な支援の一つであると考えています。母親と子どもの意見を尊重しながら対応や支援をしていくことをこれまで以上に心掛けてまいります。

また、改善を求められた点につきましては早急に対策し、職員育成、マニュアル等の整備と見直しを進めます。自己評価をしたことにより、職員一人一人の意識向上につながりました。理念・基本方針を旨に職員一丸となってより良いサービスの提供が出来るよう邁進したいと思います。

## ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

## 第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 28 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本方針はパンフレットに記載され、職員や入所者へ周知が図られていますが、利用されている母親や子どもについては十分に浸透しているとは言えない状況が見受けられます。ホームページについては現在、全国母子生活支援施設協議会の動向に合わせて作成中であり、近々公開される予定です。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福岡県母子福祉協会で年2回開催されている施設長会議等で各種情報や業界動向を把握されています。しかしながら、支援を必要とする母子のニーズに関するデータやコスト分析等については十分とは言えないため、更なる努力が望まれます。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>経営課題については理事会等で検討がなされています。但し、職員に向けての周知が十分とは言えない状況ですので今後は職員会議の議題として取り上げ、改善策を検討するような具体的な取組を期待します。</p>		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>中・長期の事業計画はありますが、それに伴う収支計画が未策定となっています。将来に向けて安定したサービス提供を継続していくために早期の策定が望まれます。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 単年度の事業計画は策定されていますが、職員に対しては行事計画部分を中心に伝達されていますので計画全体を周知していくことが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 事業計画の策定に職員等の参画や意見の集約・反映が十分とは言えない状況です。今後は職員会議等を利用して具体的な課題の抽出やそれに対する検討を重ねて計画策定に反映させていくことを期待します。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 母親と子どもに対して行事計画の周知は図られていますが、事業計画全体の周知は十分とは言えない状況です。様々な環境の親子がいらっしゃいますので今後は各々に正しく伝わる工夫を検討し、周知が図られることを期待します。</p>		

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 第三者評価は定期的を受審されていますが、毎年の自己評価への取組みには課題が残ります。PDCAサイクルにもとづいた取り組み方法の確立が望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 評価結果にもとづいた課題の文書化がなされていない状況です。課題を明文化し、全職員で共有したうえで改善に向けた具体的な取組みを期待します。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は施設長の役割と責任について概ね理解されてはいるものの、施設長の職務分掌等についての文書化は就業規則で簡潔に記載されるにとどまっています。具体性をもった明文化と年始や年度初めといった節目で所信表明を行うなど、更なる周知が望まれます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>関係機関(児童相談所、福祉事務所、警察等)との緊密な連携により、関係法令を正しく理解されています。子どもたちに対して適時、交通安全指導の声掛けも行って事故防止に取り組まれています。環境への配慮等を含め、幅広い分野について遵守すべき法令等の把握に更なる努力が望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>支援の質の向上については施設長自らが入所者の個別対応(裁判所や弁護士事務所、役所等への送迎、同行など)に動き、その間は子どもを一時保育で預かるなど、他の施設ではあまり行っていないサービスを実施されています。しかしながら、施設全体として質の向上について具体的な体制構築が未達成であることと、職員の意見の反映が十分とは言えないため、今後は全職員が質の向上を実感できるような方策を検討されることが望まれます。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>業務の実効性を高めるために配置基準以上の職員が配置されています。しかしながら施設内に同様の意識を形成し、支援内容の向上のための分析をするという点には課題が残ります。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>サービス提供の継続性、支援内容の向上において福祉人材確保は大きな課題と言えます。施設長は自身の経験を活かし、PTA等を通じて卒業生の中で福祉を志望する生徒に個別に働きかける等、様々な努力をされています。また心理カウンセラーを配置して支援の質を高められています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「期待する職員像」について明文化されていますが、職員が自らの将来を描くことができるような総合的な仕組みづくりまでは至っていない状況です。貢献度等の評価については施設長や主任が新人育成、母子支援のとりまとめ、行事の際のリーダー業務等を評価し、2級昇給させるなどの取り組みが見られます。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1ヶ月の勤務表を作成する際、公休は職員の希望休を毎回聴取する仕組みがある等、ワークライフバランスに配慮されています。また送迎業務に合わせて30分単位のシフトを組んだり、土日も3人～4人配置して支援体制が曜日によって偏らないようにしたりする等、職員の心身の健康にも気配りがなされています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>平成28年度より教育訓練機能評価制度が導入されていますが、制度を活用して職員一人ひとりの目標設定や目標管理、それに対する面接の実施等が課題として残ります。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の教育・研修計画は未策定ですが、必要に応じて各種研修への参加が促されています。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>外部研修については、内容に応じて随時職員を指名して参加させていますが、職員一人ひとりに機会が均等に与えられているとは言えない状況です。しかし、地元の小児科医が実施されている研修は参加しやすく有意義な研修であることが多いため、2～3人ずつの参加を実現されています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設に社会福祉士の配置がないことと、近隣に対象となる養成校(大学、短大、専門学校等)がないため、実績も学校からの要望もない状況です。</p>		

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<コメント> 第三者評価の受審結果を公表されています。また苦情・相談に関しては苦情解決委員会を設置されており、常に対応できる体制がとられています。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<コメント> 経理規程は事務所内に設置されていますが、外部監査等は活用されていない状況です。今後は職員等に向けて詳しく周知されることが望まれます。		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 特別養護老人ホームのイベントや学校主催の田植え祭り、育成会主催のドッジボール大会・マラソン大会に職員とともに参加して交流を深められています。また近隣の小学校の全児童数の約4分の1は当施設の子どもであるため、子どもたちは特別な意識をもつことなく遊びに来ている状況です。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<コメント> 以前は空室を利用した大学のインターンシップの受入れ実績がありましたが、現在は空きがなく宿泊場所の確保もできないため、NPO法人のもちつき大会・そば打ち体験等に留まっています。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<コメント> 児童相談所とは随時、保育所とは3ヶ月に1回、小学校とは学期ごとに1回の定期的な連絡会を行いながら連携されています。中学校については、不登校や進学に関して来所され、個別対応が図られています。その他には施設長が所属する地域・学校・家庭を繋ぐコミュニティスクールとの連携もあります。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・b・c
<コメント> 社会福祉協議会が主催する子ども食堂に参加されていますが、十分に還元しているとは言えない状況です。今後は地域住民との交流や地域に向けた講演会・研修会開催等の検討がなされることに期待します。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<コメント> 民生委員会で施設の役割について説明し、民生委員の視察を受入れた実績はあるものの、十分とは言えない状況です。		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は母親と子どもを尊重し、基本的人権に配慮しながら、それぞれの要望を傾聴されています。要望に対しては施設長と協議のうえ施設として可能な限りの対応策を提案する形がとられています。また外部研修で学んだ内容を共有するための施設内勉強会を適時実施されています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員からは入職時にプライバシー保護等の権利擁護についての誓約書を提出してもらい、遵守に努められています。また一時保育の際のおむつ交換は宿直室で行う等の配慮がなされています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用に際し、母親と子どもに理念・基本方針、支援の内容等を個別に説明されていますが、資料としてはパンフレットのみで留まっているため、より一層の工夫が望まれます。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福祉事務所からの情報を踏まえて支援開始時に「何を優先するか？」を検討したうえで、母親と子どもの意向を尊重して調整されています。しかしながら「入所心得」は利用に際しての約束事が主な内容となっているため、支援の内容をわかりやすく説明できる資料作成等が望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>措置変更や地域・家庭への移行等に当たっては施設と同じ地域へ移行する場合、役場や保育所と連携されています。校区外の場合は子どもを児童クラブのような形で預かる等、支援の継続性に配慮した取り組みがあります。遠方への移行の際は施設長が学校への引継ぎ文書を持参して説明する等、細やかに対応されています。必要に応じて児童相談所のかたも同行・同席されています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ビジネスホテルの手法を参考にして、退所時に利用満足度調査を行う構想を持っていますが、実施には至っていない状況です。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決のためのポスターを事務所に掲示し、口頭でも伝える形で周知されています。苦情があった場合は施設長がリーダーとなって迅速に対応する体制があります。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  母親や子どもからの相談・意見はどの職員が受けても速やかに施設長へ伝達されるように周知徹底されています。施設長・主任が宿直勤務時に傾聴している事例を基にした更なる工夫に期待します。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  職員の服装に対する意見を受けて一部ユニフォームを採用する等、組織的に対応されています。事例の記録はされているものの、マニュアル化には至っていない状況ですので早期に整備されることが望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  事故発生時のマニュアルは整備されていますが、ヒヤリハット等は活用されていない状況です。事例収集と防止について、分析や職員との意見交換を通じて一層の取り組みに着手されることが望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  過去の経験から予防接種や送迎時マスク着用のルール化、空気清浄機・加湿器設置の他、職員が率先して手洗い・うがいを励行されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  災害時におけるマニュアルは整備されていますが、避難後の安否確認・人員確認の方法に若干曖昧な部分が見受けられます。備蓄リスト作成を含め、早期に検討されることに期待します。</p>		

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画には就労、生活、子育て及び児童支援の内容の記載があり、職員間で共有・活用されています。しかしながら、支援の標準的な実施方法についてはパンフレットに大まかな記載はありますが、文書化されているとまでは言い難い状況です。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親と子どもが必要とする支援内容の変化に対応するためには自立支援計画の定期的な見直しを行うことが必要となります。その基本となる標準的な支援の実施方法の文書化とともにマニュアルの定期的な見直しがなされるよう期待します。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>アセスメント(世帯、就学前、児童用)はありますが、自立支援計画作成時に活用されているとは言い難い状況です。但し、母親と子どものニーズは明示され、関係職員(母親、子どもの担当)によって自立支援計画は策定されています。また必要に応じて心理の専門家へも相談されていますので、今後はアセスメントを十分に活用した自立支援計画策定への取り組みを期待します。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画の評価・見直しは、必要に応じて行われていますが、見直し期間や検討会議メンバー等の組織的な取り組みの確立に課題が残ります。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が共有化されています。また母親や子どもの状態の変化にも速やかに対応されています。職員ごとに記録内容や書き方に差異が生じないように施設長は指導されていますが、新人職員向けに書き方や困難事例等を載せたマニュアルを作成するなどの更なる取り組みが望まれます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報の取扱いについては利用者に対して入所時に詳しく説明され、施錠されたところで保管されていますが、中でもマイナンバー関係の情報は特に厳重な対応が必要ですので関わられる職員制限等で慎重に管理される等、更なる細心の注意を図られることが望まれます。</p>		

## 内容評価基準（28 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が、母親と子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の基本方針「利用者との対等な関係確立」に基づき支援が行われています。母親に対しては担当制を設けて職員との信頼関係が保てるように常にコミュニケーションを図り、笑顔での対応を心がけられています。居室には必要性・緊急性がない限り入室することはなく、入室する際には女性職員が対応するなどの配慮がうかがえます。しかし、プライバシー保護に関する規程やマニュアル整備には至っていない状況です。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	A-1-(2)-① いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員研修を通して不適切なかかわりによる権利侵害を行わないことへの意識を高められています。日頃から不適切なかかわりによる権利侵害の起こりやすい状況や場面についての検証もされています。「虐待防止対応規程」を設けて職員による暴力、暴言等の不適切なかかわりの禁止について共有されています。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日頃から職員研修や具体的な体制整備を通して、母親や子どもによる他者への不適切な行為の防止について対策がとられています。何でも話せる環境作りにも努め、母親や子どもの表情に気を配られています。また、笑顔での挨拶や声かけを徹底されています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 母親と子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員研修や具体的な体制整備を通して、子どもへの不適切なかかわりの防止について対策が講じられています。また子どもへの挨拶、声かけを通して表情の変化を見逃さないよう気配りもされています。親子関係の把握や適切な助言ができるように研修にも参加されていますが、子どもが自分自身を守るための知識や具体的な方法について学習する機会を設けるまでには至っていない状況です。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人の思想や信教の自由について入所時に説明し、最大限に配慮して保障されています。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や母親と子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>以前は母の会といった利用者の自治会が運営されていましたが、トラブルが多かったため現在では運営されていない状況です。</p>		

A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や母親と子どもの主体性を尊重して行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日常生活において母親と子どもの主体性を尊重し、声掛けや行事などで自己実現に向けた支援が行われていますが、更にエンパワメントしていく支援を期待します。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や母親と子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事などのプログラムは母親と子どもの意見を取り入れて企画し、その内容と目的をわかりやすく文章で示されています。実施に際して、例えば母親向けの行事のときは一時保育する等、母親や子どもの状況に配慮されています。また土日や春夏の学校が長期休みになる時期には公衆浴場での入浴支援や、週2回の朝食支援、月1回のランチ支援等、生活習慣や社会的ルールやマナーが身につくような行事が行われています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所者からの電話相談対応や近隣の退所者の訪問の他、退所後に地域で安心して暮らせるように退所先の行政機関等に働きかけが行われています。また、県内でも2ヶ所しかない小規模分園型サテライトを併設されており、自立に向けてスムーズに移行できる体制が整っています。</p>		

## A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福祉事務所からの情報をもとに母親と子どもの状況を把握されていますが、様々な問題を抱えていることが多いため、必要に応じて関係機関へ職員が送迎・同行する等の個別対応が行われています。課題を十分に把握した上で母親や子どもに対して説明と同意、自己選択、自己決定などに配慮した取り組みが行われています。</p>		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設はバリアフリーになっており、身体に障害があっても安全に生活できるように配慮されています。また緊急の入所に備え、貸し出し用の電化製品や備品が整えられており、乳幼児のミルクやオムツなども準備されています。居室についても3人以上の子どもを持つ世帯向けの間取りの部屋も準備されています。いつでも相談ができるように、土日であっても3～4人の職員が配置され、また担当制によりコミュニケーションが図りやすいように支援されています。利用者本位のサービスを基本に、傾聴、受容を心がけて支援されています。</p>		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親の不安を軽減し、気持ちが自立に向かっていけるように健康管理・清潔保持・食生活・金銭管理への助言等、個別にサポートされています。また必要に応じて職員による送迎、家事、育児、掃除、買い物の支援なども行われています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、母親と子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園・小学校・中学校と連携し、体調不良等、母親の状況に応じて送迎の支援が行われています。小学校一年生や入所後間もない児童は職員と一緒に通学しています。また希望があれば児童相談所で心理判定が受けられることも伝えられています。</p>		
A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は挨拶や声掛けを心がけて信頼関係構築に努力されています。また施設内での人間関係のトラブルには管理職も介入して解決が図られています。安定した対人関係を築くための母親向けの講演会等にはオードブルを付けるなどして参加者を増やす工夫をされていますが、十分な結果に繋がっているとは言えないため更なる取り組みに期待します。</p>		
A-2-(4) 母親と子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな母親と子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが健やかに成長できるように遠足・プール・映画鑑賞等の行楽の他に食生活面での支援、生活習慣を身につけることを目的とした行事などが実施されています。さらに近隣の特別養護老人ホームなどの行事にも参加して世代間交流が図られています。体調不良時は夜間の病院受診にも職員が送迎・同行の支援をされています。</p>		

A⑯	A-2-(4)-② 母親と子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学習習慣の定着に向けて放課後の学習指導や週末、長期休みには個別指導が行われています。また県の事業を活用して小学校低学年の児童には週1回(1時間30分)の学習指導が行われています。進路については中学校からアドバイスを受けたり、安心して進学できるように学校と連携して奨学金や授業料の免除制度を紹介されたりしています。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 母親と子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・②・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>少年指導員とのかかわりを増やして安らぎと心地よさを与えてくれるおとながいるということを伝えるための努力をされています。専門的なプログラムに基づいたグループワークを積極的に取り入れて更にコミュニケーションスキルの向上につなげられることを期待します。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 母親と子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・③
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>性については小学校養護教諭による講演や産婦人科医に命の大切さを話してもらう機会が設けられていますが、正しい知識習得には至っていない状況です。場合によってはフラッシュバックにも配慮が必要になるため、積極的な取り組みに慎重に対応されています。現在は年齢別の性教育について検討されています。</p>		
A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑲	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一時保護マニュアルに基づいて対応されています。家具・電化製品等の生活に必要な物品が準備されており、母親と子どもはすぐに日常生活を送ることが可能です。また乳幼児を抱える母親のためにミルクや紙おむつなども準備されています。敷地内には各所に防犯カメラが設置され、二重扉により外部からの侵入を防ぐことができます。夜間の職員配置もあり、近隣の警察署からすぐに駆け付けてもらえる体制も整っています。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護命令や支援措置についての説明及び情報提供も行われており、弁護士事務所、裁判所等へ同行する等、安全確保や精神的な支援が行われています。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設でのカウンセリングや病院等との連携を図りながら心理的ケアを実施し、必要に応じて外部の支援団体等も紹介されています。また職員はDV被害者対応の外部研修等を受講して知識を深められています。暴力被害を受けた母親や子どもが本来持つ潜在能力を引き出せるように支援されています。</p>		

A-2-(6) 母親と子どもの虐待状況への対応		
A 22	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個々の子どもの訴えに共感しながら傾聴する機会を作るように努力されています。職員は子どもに対し、「怒る」ではなく「叱る」ように心がけ、また心理療法担当職員によるカウンセリングも行われています。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A 23	A-2-(6)-② 母親と子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所、保健所、学校、福祉事務所等の関係機関と連携を行い、いつでも相談・対応できる体制が整えられています。</p>		
A 24	A-2-(7)-① 母親や母親と子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が悩みや不安を受け止め相談に応じる体制があり、常に声かけもされています。家族間のトラブルには施設長が中心となってサテライトを利用する等の柔軟な対応をされています。また親族との面会に送迎する等、家族関係が円満にいくように支援されています。</p>		
A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A 25	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>障害や精神疾患、その他の配慮が必要な場合は関係機関と連携して通院に送迎・同行する等の支援をされています。職員は他施設の事例をもとに施設内勉強会を実施して研さんに努められています。さらに外国籍や日本語でのコミュニケーションが困難な利用者に対して英語版のDV支援パンフレットも準備されています。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A 26	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福祉事務所等の関係機関と連携しながらハローワークへの同行や派遣業者登録、近隣の職場開拓等を実施されています。母親が安心して就労できるように残業や休日出勤の際の一時保育(月1回)や1人っ子世帯への対応等、状況に応じて支援されています。</p>		
A 27	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>母親が自信を持ち、社会参加ができるように必要に応じて就労先への助言・調整等が行われています。対人関係が苦手な母親や就労継続が困難な母親も積極的に受け入れられています。就労支援B型事業所と連携したり、生活保護や福祉的勤労制度を活用したりするなど就労継続に向けた支援が行われています。</p>		
A-2-(10) スーパービジョン体制		
A 28	A-2-(10)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在スーパーバイザーは配置されていませんが、要件を満たす職員を履修させる計画は持たれています。またスーパービジョン研修には毎年参加されていますので今後は自立支援計画の策定、進捗管理、職員の指導などを行う「基幹的職員」、スーパーバイザーを配置して組織力の向上を図られることを期待します。</p>		